



16歳以上が
対象!

令和8年4月1日 から

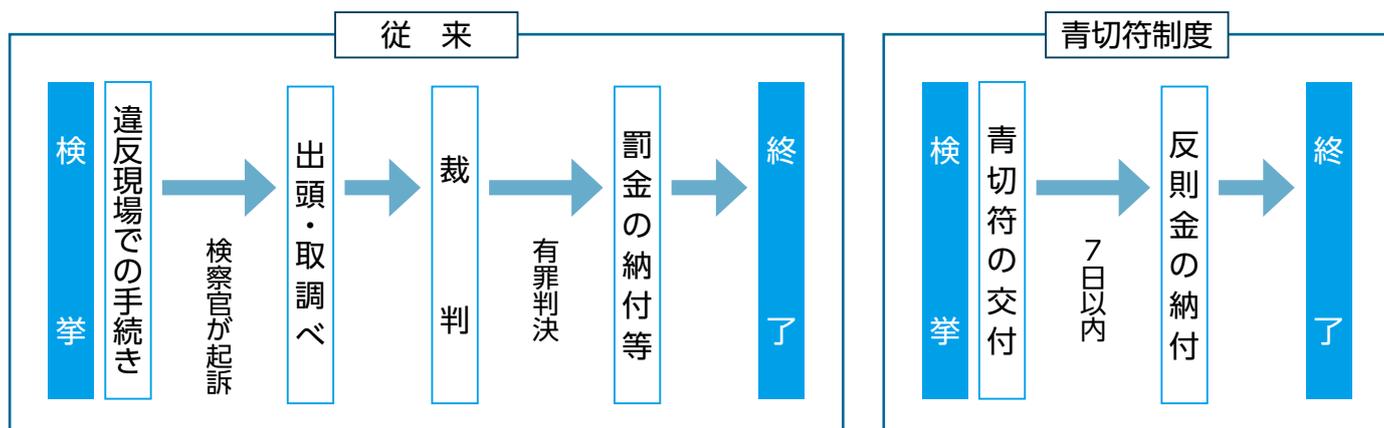
自転車の違反に青切符が導入されます!

問町民課 ☎内線237

? 青切符制度とは?

令和8年4月から自転車にも交通反則通告制度（青切符）が適用されます。

従来、自転車の交通違反には、主に警告や指導が行われ、悪質な場合には刑事手続の対象となっていました。反則通告制度では、検挙後、一定期間内に反則金を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けずに事件が処理されます。この時、発行される交通反則通告書がいわゆる「青切符」と呼ばれます。



! 主な反則行為

ながらスマホ	右側通行	信号無視	一時不停止	無灯火
12,000円	6,000円	6,000円	5,000円	5,000円

✓ 自転車が通行して良い道路

自転車の走行は、車道の左側通行が原則です。

ただし、次の場合には、歩道の車道寄り部分を例外的に徐行で通行することができます。

- 普通自転車歩道通行可の標識・表示がある場合（右標識）
- 13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が運転している場合

（車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき（道路工事や駐車車両等で左側通行が難しいとき）

歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止をして、歩行者を優先しなければなりません。



制度や取り締まりについて詳細は
二次元コードより警察庁のサイトをご確認ください